

秋田市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年5月29日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
黒子ケアラボ	秋田市御野場三丁目1番10号	令和6年7月1日
ごてんまり青い鳥訪問看護 ステーション	秋田市仁井田新田二丁目2番23号 フェリーチェにいだ102	令和7年1月1日
マリーン マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36号 マグ ナスビル1階	令和7年3月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
すずの木歯科クリニック	令和7年4月1日